

阿倍野区「こども 110 番の家」事業 登録申込書

下記の内容に相違ありませんので、取組みに賛同し申し込みます。

- ・大阪市阿倍野区に所在地があります。
- ・道路に面しており建物の中が見えるなど、こどもが逃げ込みやすい状況にあります。または、当該事務所等が「こども 110 番の家」ステッカー貼付け等により、こどもが逃げ込むことができる場所の存在が周囲や外部からも認知され、こどもの安心感につながると考えられる場所であります。
- ・暴力団員または、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当していません。（裏面参照）
- ・区役所が現地確認を行う際には協力します。
- ・阿倍野区で地域の防犯活動団体・警察・区役所が協働して取り組んでいる「こども 110 番の家」運動に協力するため、次の内容について、阿倍野警察署・校区の学校・地域の防犯活動団体に情報提供することについて同意します。

申請年月日	令和 年 月 日
申込者住所	阿倍野区
申込者氏名/名称	
連絡先	Tel : () — Fax : () —
メールアドレス	
設置場所所在地	
区分	事業所等 ・ 自宅（協力家庭）

	A4 ステッカー	A5 ステッカー	小 旗
ご希望数			

注意事項

- ※ 記入いただいた個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ※ 以下の場合は阿倍野区役所市民協働課（市民協働：TEL06-6622-9684）までご連絡いただきますようお願いいたします。
- 転居された場合（阿倍野区内の転居を含む）
 - 「こども 110 番の家」の登録をやめたい場合
 - 旗やプレートなどが汚損・破損等したとき
 - その他必要なとき

区役所処理欄

引き渡し日：令和 年 月 日 事務局：阿倍野区役所 市民協働課（市民協働）

Tel ：6622－9684

Fax ：6621－1412

Mail ：ts0002@city.osaka.lg.jp

参考

大阪市暴力団排除条例施行規則

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者